

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年2月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年2月2日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年2月2日 午前10時48分 閉会
- 4.会議の区別 臨時会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

欠席議員

13 番 五嶋義行

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副 市 長	和田一彦
教 育 長	阿南誠一郎	総 務 部 長	高木洋
市 民 部 長	宮崎隆	経 済 部 長	吉良玲二
土 木 部 長	阿部節生	教 育 部 長	市原巧
総 務 課 長	村山健一	財 政 課 長	山口貴生
福 祉 課 長	本山英二	住 環 境 課 長	古閑政則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書 記	佐藤由美		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

午前 10 時 00 分 開会

開会（開議）宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さんおはようございます。

連日、大変厳しい寒さが続いておりますが、本日は執行部の要請を受けまして臨時会を招集いたしました。議員各位におかれましては、大変ご多用中にかかわりませずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。13 番、五嶋義行君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 30 年第 1 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 次に、日程第 1「会議録署名議員の指名について」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、8 番、森元秀一君、9 番、河崎徳雄君の兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長の報告がございます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成 30 年 1 月 29 日、午前 10 時より本臨時議会の会期日程について、審議をしました結

果、会期につきましては、本臨時議会の付議事件が専決処分の報告について、専決処分の承認について、及び工事請負契約の締結についての3件であることから、会期を本日1日間といたしました。

次に、本臨時会における議案審議の方法であります。委員会付託を省略して採決することといたしました。

また、本日の臨時会散会後は全員協議会を開くことにいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。
市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

今日は、臨時会を開いていただきまして、本当にありがとうございます。

早速、平成30年第1回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号「専決処分の報告について」

本件は、平成29年10月3日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年12月24日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第1号「専決処分の承認について」

本件は、平成29年12月13日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、平成30年1月4日に示談が成立、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号「工事請負契約の締結について」

本件は、災害公営住宅新小里団地D棟建設工事の契約に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案3件（報告1件、承認1件、その他1件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

市民部福祉課長の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） おはようございます。

ただいま議案としていただきました報告第 1 号、専決処分の報告についてご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。提案理由ですけれども、本件は、平成 29 年 10 月 3 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年 12 月 24 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

2 ページの専決処分書をお願いします。まず、損害賠償の相手ですが、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 29 年 10 月 3 日午後 2 時 30 分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地 508 番地 2 付近、県道 11 号別府一の宮線、ファミリーマート阿蘇市役所前店付近の信号のない交差点において、福祉課職員が運転する公用車と乙の運転する車両が接触した。

3、損害賠償の額ですが、甲は市に対して 16 万 3,643 円を負担する。市の損害額 17 万 2,256 円、甲の過失割合 9 割 5 分。市は甲に対して 6,467 円を負担する。甲の損害額 12 万 9,332 円、市の過失割合 5 分。各自負担額を相殺し、甲は市に対して 15 万 7,176 円支払う。

4、和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をさせていただきます。本件は、福祉課職員が現場を終え、市役所東側駐車場に侵入しようとした際に乙の車両が市役所玄関前の市道から急に飛び出したため、県道別府一の宮線を走行していた公用車両の左前方と相手車両の右前方とが衝突したものでございます。職員も走行中、相手方の車両は確認し、十分注意を払っておりました。駐車場への侵入準備もありまして、時速も 30 km ほどに減速をしておりましたけれども、相手方の直前での飛び出しであったため、事故を防ぐことができませんでした。今回の事故に対しては、課内で再度、いつ、どのような状況で飛び出してくるか、日ごろから周囲の状況を常に確認、想定をし、さらなる交通安全に努めるように課内で周知徹底、指導をしたところでございます。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 毎回のことでございますが、こうした事故が各議会ごとに報告されます。その都度、いろいろと注意はされておるとは思いますけど、反省を促す意味においても、事故を起こされた方を一堂に会してというか、そういうような講習を 3 箇月に 1 回とか、

半年に1回とか、開催されておりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問ですけれども、事故を起こした職員について、大津町に「ホンダ セーフティー&ライディングプラザ九州」、HSR九州というところがございます。そちらで安全運転管理講習が行われておりまして、事故を起こした者についてはそちらの研修に行ってくださいというような対応を取っておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。本臨時会に付議されました日程第5、承認第1号「専決処分の承認について」及び日程第6、議案第1号「工事請負契約の締結について」は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会に付議されました承認第1号「専決処分の承認について」及び議案第1号「工事請負契約の締結について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について」を議題といたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） 改めまして、おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第1号、専決処分の承認についてご説明させていただきます。本件の提案理由につきましては、平成29年12月13日でございます、この阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、平成30年1月4日に示談が成立いたしまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを開いていただきまして、4ページになります。和解事項といたしまして、損害賠償の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、平成29年12月13日午前9時45分ごろでございます。阿蘇市一の宮町宮地504番地1、阿蘇市役所の公用車駐車場内におきまして、甲の運転する車両が駐車してました総務課の公用車のフロントバンパーに接触して市に損害を与えたということでございます。

損害賠償の額といたしましては、甲は市に対して2万6,435円を支払うということで、市の損害額2万6,435円、甲の過失割合が10割ということでございます。

和解事項につきましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないということを確認することとしております。

詳細につきましては、本公用車駐車場付近を通過してまいりまして、こちらの運転車両がバックをするとき公用車が止まっているところの角に当ててしまったという状況でございました。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより、承認第1号を採決いたします。承認第1号は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。
従って、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 日程第6、議案第1号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） おはようございます。

それでは、議案第1号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。

本件は、災害公営住宅新小里団地D棟建設工事の契約に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては、契約の目的、災害公営住宅新小里団地D棟建設工事でございます。契約の方法は、随意契約です。契約金額は、税込み4億2,228万円となっております。契約の相手方は、熊本県阿蘇市内牧963番地2、株式会社田上建設です。

若干補足説明をいたします。本工事につきましては、被災者の生活再建のための災害公営住宅として、1日も早く供用することを目指しまして、昨年9月議会に補正予算を計上し、11月29日と12月20日の2回にわたり、県内大手建設業者7社による指名競争入札を行いましたが、いずれも全業者辞退により不調となりました。そのため、地方自治法施行令第

167条の2第1項第8号、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札で落札者がいないときの規定によりまして、阿蘇市内業者3社を含む7社による見積り徴収を行い、随意契約を行ったものであります。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 16番、阿南です。

この件につきましては、先般から不調、なかなか決まらないということで不落が続いているように聞いておりましたが、この文言の中に災害公営住宅とあります。これは、先ほど説明の中に、今回被災された方を優先的にということだと思ふんですけども、他の方で生活困窮者を含めた、どうしても住居がほしいと、被災してなくても一般の方の入居が可能なのかということがまず1点です。

それから、もう一つは、災害公営住宅ということで、国の支援事業がこれに入っているのか。災害に対する支援策があるか、資金等を含めて、そういったことはどうなっているかということをお願いします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。ただ今の質問にお答えいたします。

1点目の入居の資格ということでございますけれども、災害公営住宅は、まず災害によって住居をなくした方が入居の対象となりますので、ただ発災から3年はその方たちが対象となりますけど、それを過ぎますと一般公営住宅と同じ取扱いになるということでございます。

それと、災害公営住宅の国の補助等でございますけれども、熊本地震災害で阿蘇市も激甚指定を受けましたので、補助率が4分の3ということで国庫補助対象となっております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） わかりました。

それと、以前からこの新小里団地というのはA、B、C、D、4棟計画的に進めてこられたと思いますが、財政状況もひっ迫した状況でこのD棟についてはなかなか見送ってきた経緯があると思います。これで、こういった形でD棟が災害公営住宅ということですが、この小里団地そのものの事業は、ここで一応打ち切りになるのか、今後はどういうふうになるのか、もうこれで小里団地は終わりなのか。ちょっとお伺ひします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 集約化事業に伴う新小里の建設ということで、その4棟目を集約の中で検討・計画をしておりますが、3棟が既に建っていますが、この災害公営住宅が、緊急性があるということで4棟目を建設しますので、先ほど申し上げた3年間は災害で家をなくされた方の入居のためですが、その後は一般公営住宅の取り扱いになりますので、新小里団地についてはこれが最後というようなこととなります。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） はい、わかりました。となりますと、今、仮設住宅が阿蘇市に点在いたしております。特に黒川のほうにも、今、あびかの近くと中央病院のところに、元の中央病院にあります。当然、非常に再建できない方も中にもおられると思います。以前から小里、それから池尻、いろいろ阿蘇市も住宅建設に携わっておりますが、黒川の坊中地区に、南住宅を含めた坊中地区にも住宅が非常に少なくなっているということで、今後、坊中地区のほうにも、災害公営住宅はちょっと無理かもわかりませんが、新たな計画を立ててほしいなと思っております。どんなお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 阿南議員に申し上げます。提案の議案と少し離れておりますので、以後気をつけていただきたいと思えます。

それでは、答弁ができる範囲でお願いします。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 集約化事業の範疇に入るかと思うんですけども、今、内牧地区と一の宮地区に対しては集約化事業の全体計画がございますので、それに基づいて進めているところでございますけど、全体としては、黒川地区とか、永水地区も構想としてはありますけれども、具体的な実施計画がございませんので、この災害公営住宅である程度集約の要件を満たすところについては、ほぼ終了ということで、次は黒川、それから永水の集約化事業の計画として進めていかなくはならないと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

先ほど契約について、11月、12月に入札を行ったが、辞退と。その後、随意契約をしたということですが、そのあたりをもうちょっと詳しく説明を求めたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

随意契約に至るまでの経過ということで、前段の入札を行ったのが財政課でございますので、その2回分について、まずご説明をいたします。

1回目が平成29年の11月29日、土木部長の説明にありましたように、熊本県の上位7社を指名いたしまして入札を行いました。全社辞退ということで入札が不調に終わっております。

2回目は、平成29年12月20日、設計金額は同じだったんですけども、特記仕様書の変更を行って指名業者を同じ7社で臨みましたが、2回目も全7社辞退ということで入札が不調に終わっております。

随意契約の分につきましては、所管の住環境課のほうからお答えをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 随意契約の業者選定にあたりましては、組織力のある県内の大手指名業者での入札が2回不調であったという経過でございましたので、阿蘇市の指名登

録業者の中から阿蘇市の建設工事の実績があつて、施工能力として必要な特定建設業などの資格を有しております阿蘇市内の業者、近隣町村の業者、それに阿蘇市の施設の工事实績のあるゼネコン業者等を加えました7社を選定して見積もりを1月23日までの期限ということで徴収して発注契約を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、説明がありましたけれども、当所の入札で辞退をされたというその要因、原因は、一番大きなものは何だったのか。

それから、随意契約に至った見積もりを取ったということですが、この建設をする建設会社が一番見積額が低かったのか。そのあたりの答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今の1点目の、2回の入札が不調に終わった最大の理由ということでございますが、その業者から聞き取ったところによりますと、人の集人にも苦勞が予想されたということと、人件費が思う以上に非常に高騰しているということで、その人件費については変更設計で見ることではできんですけども、やはりその人件費の高騰で人を寄せる力が足りないということが最大の理由だったようでございます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） その要因の中に経費的な問題がございましたので、それに関しましてはこういう受注困難な状況ということで、国・県から施工条件による経費の計上が適正価格として認められるということでございましたので、本工事におきましても、先ほど言いましたような特記仕様書の中の営繕費の諸経費を実績に応じまして契約額に反映するというで見積もり等を徴収したところでございます。なお、現在、その実績ということでございますので、この契約額にはその経費等の増額見込み分は入っておりません。最終的には、実績、経費的な部分を計上して変更契約を進めたいと思っております。

それと、随意契約の相手方、見積もりを徴収したのが7社でございます。そのうち2社が辞退ということで、あと残る5社のうちの最低価格が契約相手方ということでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番、園田でございます。

全体の戸数が何戸なのか。あと、中の部屋のタイプですね、これがどんな割合になっているのか。それと、今仮設に住んでいらっしゃる方にアンケートを採られているようですが、この戸数とあとのアンケートで移りたいと言っていらっしゃる方が何所帯ぐらいあるのか、答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） まず、今度の契約の戸数ですけれども、21戸、コンクリートのRC造り3階建てということで、タイプは21戸分、全部2DKでございます。

それと、今のアンケート状況というか、昨年のアンケート状況によりまして全体、大体71ぐらい必要かということでございますけれども、現在、再建に向けての再確認というこ

とで調査をやっておりますので、不足することも考えられます。それはほかの団地の調査設計の成果が上がった段階におきまして、ある程度戸数等を確定して、不足であれば、また検討を進めたいと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 入居の条件といたしますか、普通の一般の公営住宅であれば抽選で当選すれば入れるという形になってはいますが、この場合はどういう感じで入居の資格を取られるということになりますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 入居の条件は、先ほど申し上げたとおり、災害で家をなくされた方ということになるんですけれども、団地が、今計画しているところが4団地ということで、まず最初に新小里の工事に着手しましたけれども、あとの3団地の、ある程度調査設計が終わり戸数が出そろったときに、同時に入居の申し込み募集の受付を始めたいと考えているところで。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ということは、オーバーしたら抽選になるということですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 希望がその団地に集中して重なれば、抽選という形を取らせていただこうと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 委員会が省略されていますので、ちょっと質問が詳しくなっていますけれども、先ほどの契約金額の問題ですけれども、入札が不調だったということで、そもそも設計金額はいくらで、見積もりで一番安いのがこの金額になっていると思うんですけれども、いくらぐらい乖離があるのか。

それと、実績によって計算するという話があったんですけれども、それはちょっと意味がわからないところがありまして、後々実績で金額が嵩んでいったら、これ以上にまた請求が来るということになるのでしょうか。

その2点をお尋ねしたいのと、もう一つは、需給バランスが、この前の震災復興の11月22日現在での説明の中で、建設戸数の必要なものを応急仮設の再利用で調整するとなっておりますが、今回小里団地ができて、全体戸数として調整ができるのか。

その2点をまずお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今の1点目のご質問でございますが、設計金額は公表できませんので、予定価格のみお伝えしたいと思います。

1回目も2回目も税込みで4億2,264万8,280円です。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 今度の契約額にプラスして見られるというのが、こういった

災害の復興の中で結構ほかのところも契約が困難になっているその理由というのが、経費的な問題でございます。その経費の中にも、営繕費、特に資材の調達に難度から資材が上がっているとか、それとか下請とか、そういう人材確保、人夫等の確保が近隣では困難であるので、遠くからお願いせよいかんということで、そういった労務移送費だとか、宿泊費だとか、そういうのを含めた分です。これは発注した後に施工計画を出していただくんですけども、施工計画書の中にどういった下請で、どこから連れてきて、どのぐらいの経費がかかると。今、契約している内容は標準の中での経費で見えておりますので、そういった実状にあつて、どうしても必要な分は、この適正価格として見られることができるということで、国・県から指導がございましたので、その分について、ある程度工事が進んで実績が出てこない、その分の増額分が出てこないということになります。ただ、予算的には、今想定していますのは、2,000～3,000万円ぐらいは必要かなと思っておりますので、予算については3月の定例の補正で、それと契約変更についてはその実績等である程度金額が固まった後に議会承認をお願いしたいと思っておりますのでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 結論から先に言っていただくと助かるんですけども、要は増える可能性があるということですね。その増える可能性は、2,000万円ぐらい増えるかもしれないと見ているということですね。見積もりについては、予定価格よりも下回ったということで認識して、そういうことですね。その具体的な補助が4分の3ということですけども、残り4分の1については、何か合併特例債か何か使う予定があるのか。それとも、一般会計からそのまま出るのか。それについてお尋ねしたいのと、需給バランスについてはお答えいただきましたか。してないですね。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） まず、4分の3が補助で、4分の1については災害支援金を充当しているところでございます。

それと、需給バランスでございますけれども、当然昨年のアンケートの調査で住居が必要な方ということで、仮設住宅の再利用も含めて、足りない分を建設ということで災害公営住宅を計画しているところでございますけれども、ある程度は既存の公営住宅等で調整をしながらと考えているところでございます。だから、仮設住宅の再利用、それと災害公営住宅の新設の部分と、若干については既存の公営住宅で対応しようと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 需給バランスについては、大体目途が立っているということではよろしいのでしょうか。もし立ってないで、今後考えんといかんということであれば、仮設住宅は市の土地じゃないとつくれないということでしたので東のほうに偏ってきましてけれども、被害は西のほうに非常に大きい被害がっております。安価な土地を買うとか、畑とか、単価の低いところを買って宅地変更するとかして、西のほうに災害公営住宅を建てていかれる計画を立てたらいかがかと思うんですけども、そこらあたりの見解をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 想定戸数でございますけれども、昨年のアンケート調査で精度的な部分はあったかと思うんですけれども、今現在、再建に向けた調査ということで精度を上げたいと考えているところでございます。先ほど言いました応急仮設住宅の再利用と、今度災害公営住宅が4箇所、それと先ほど言いました既存の市営住宅等でも20戸程度ぐらいは調整がききますので、昨年のアンケートの状況では、それで大体対応ができるんじゃないだろうかと。ただ、今、また再建の調査で大幅に変われば新しく追加して検討しなくちゃいけないのかなと思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

まず1点は、今の小里にということですね、この工期をお聞かせ願いたい。それと同時に、建設の相手の会社の実績ですね、これをちょっと若干調べさせてもらったんですけれども、ここ3年間の完成工事高が2億2,000万円という形で、請負金額の半分という状態なんですよね。実際、倍の契約を取って、果たして十分に完成できるのかという危惧を覚えるわけです。ですから、今回の契約の契約保証人、それと同時に今回取られた業者が、実績がそれだけあるという内容ですね、それをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） まず、工期についてでございますけれども、規模的な部分で標準工期というのがございますが、1年間が適正工期ということで、来年の2月に完成予定ということで見込んでおります。ただ、災害の今の状況でございますので、また突発的なことがあれば、若干延びる可能性もあるということで思っているところでございます。

それと、契約の相手方ということで選定した中に、当然、施工業者の契約の相手方が能力として最低限必要な特定建設業の資格を持っていちゃいます。それと、これまでも阿蘇市の大きな建築工事もされておりますし、今回の業者さんは新小里団地のC棟を、ベンチャーではございましたけれどもされておりますので、十分施工能力があるということで解釈しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そしたら、今回の契約業者については施工能力がある。それでは、逆にお聞きしますが、資金面の対応はどういう形になるんでしょうか。それと同時に、先ほど言いましたが、契約保証人、これは言えるのであれば明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

1点目の資金面の話でございますけれども、平成28年度から中間払いまでできるような制度を設けておりますので、これまでは前金払いということで、受注金額のその4割までの支払いが可能だったんですけれども、中間払いを含めると6割までが支払可能ということ

でございますので、十分その運転資金に見合う金額かなと考えております。

続けて、工事完成の保証人の話でございますけれども、阿蘇市は契約保証人制度を採用しておりませんので、いわゆるその契約保証人を取ることで工事の完成を保障させている契約をさせているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。私も別に今回の工事、被災者の方、早急に入居をしていただきたいという形で切に思っていますが、しかし、やはり建物を建てるにあたって、本当に安心して住める、そういう建物、災害公営住宅を建ててほしいという観点で質問をさせていただきました。どうかまた、完成目指して頑張ってください。お願いします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 続けてやりたかったんですけど、ちょっと、今の谷崎議員の質問等でちょっと疑問が生じたので答弁を求めたいと思いますが、契約金額はこの4億2,000万円ですけれども、実績によって、あと2,000万円、3,000万円の追加が出る可能性があるということで住環境課長の説明がありましたけれども、当然、これはその追加の金額についても国庫補助の4分の3が適用されるのか。そのあたりの答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 国の予算ということで、対応になります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第1回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

午前10時48分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員